



向島法人会だより

433

P2 第11回 通常総会



部会報告会

P3 活動報告

大相撲5月場所観戦



墨田区観光協会との意見交換会



租税教室



P4 着任挨拶

向島税務署長
田中 利浩氏



離任挨拶

前 向島税務署長
橋本 和子氏



P5 令和4年7月 税務署異動状況

初級簿記講習会 受講者募集!

P6 税務署だより

墨田区内の法人・個人事業者の方必須!
インボイス制度の基本的な仕組みについてのご案内

P7 税務署だより

令和5年5月送付分(令和5年4月決算分)から法人税等及び消費税等の「申告書等用紙」の送付を取りやめます

P8 第18回

墨東企談

牛肉の美味しさを広め続けて75年



株式会社山平屋
代表取締役

樋口 敏郎さん

和牛処やまだいら、すきやきひぐち
取締役

樋口 秀子さん

中のページに
向島法人会特別割引クーポン
があります!

P10 都税事務所だより

中小企業者向け省エネ促進税制

ひがしん

ビジネスフェア

2022

両国国技館

2022年 11月11日(金)

オンライン

2022年 10月3日(月)-12月30日(金)

飲食店応援企画

ひがしん エリア限定
ご近所さん
いらっしやい

QRコード

地域に詳しい、ひがしん職員
オススメの飲食店を掲載中

オンライン
先行公開中!!

地域の優れた商品や技術を知っていただき、
新たなビジネスチャンスの創出を目指しております。
今回は両国国技館とオンラインの開催を予定しております。

夢を夢で終わらせない信用金庫

東京東信用金庫

開催日 6月3日(金) 16時00分
場所 東京東信用金庫本店 8階 会議室

表彰

大型保障関係(4支部)

- 東向島第5支部 押上文化支部
- 立花第1支部 八広第2支部



表彰伝達

全法連功労者(1名)

副会長(八広第3支部)
樋口 敏郎殿



東法連功労者(1名)

理事(墨田堤通支部)
小坂 太造殿



第一部

【審議事項】

- 第1号議案**
令和3年度 事業報告承認の件
- 第2号議案**
令和3年度 決算報告及び 監査報告承認の件
- 第3号議案**
役員補充の件

【報告事項】

- (1) 令和4年度 事業計画報告の件
 - (2) 令和4年度 予算書報告の件
- 全ての議案及び報告事項は、満場一致で承認された。



部会報告会

感染症対策を徹底して報告会を無事終了しました。

源泉研究部会

日時 4月13日(水)
場所 向島法人会館



税法研究部会

日時 4月21日(木)
場所 向島法人会館



女性部会

日時 5月13日(金)
場所 向島法人会館



青年部会

日時 5月17日(火)
場所 向島法人会館



大相撲5月場所観戦

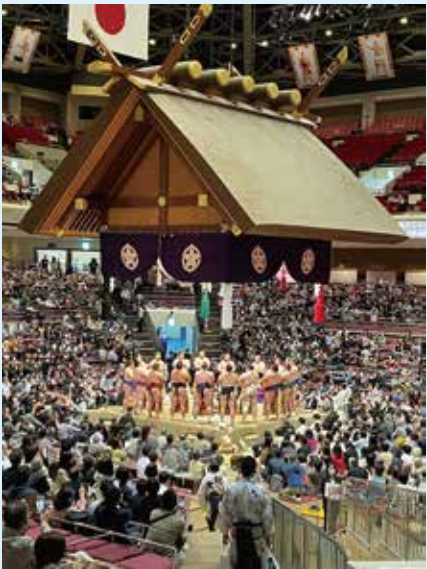
【日時】令和4年5月10日(火) 【場所】両国国技館

法人会設立50周年記念事業の一環として大相撲5月場所3日目の観戦を両国国技館にて実施しました。

募集を開始した際には、定員がすぐに一杯になりキャンセル待ちになるほどの盛況となり当日を迎えました。

当日は天気も良く、お出かけ日和で会場も感染対策がしっかりとされる中、大相撲を観戦しテレビで見るとは違った生の迫力に会員の皆様からも歓声が上がっていました。取り組みは熱戦続きで会場も大いに盛り上がり、楽しい観戦となりました。

会員の方々からは、近くてもなかなか行けない大相撲を生で楽しめましたと大変好評でした。法人会ではこれからも50周年を記念していろいろなイベントを開催していきますので是非ご参加をお願いします。



墨田区観光協会との意見交換会

令和4年2月に法人会事務局が1階から2階へ移転しました。

4月に1階へ墨田区観光協会が入居したことから、7日に法人会正副会長と観光協会幹部との意見交換会を実施しました。

当日は今後の事業共催等の話もあり、非常に有意義な会議となりました。



租税教室を開催しました

今年度も墨田区内の小学校6年生を対象として、正しい税知識の普及を目的とした青年部会主催による租税教室を墨田区内6校で開催しました。

令和4年5月25日(水)
第二寺島小学校



令和4年6月14日(火)
隅田小学校



令和4年5月27日(金)
中川小学校



令和4年7月1日(金)
梅若小学校



令和4年6月1日(水)
東吾嬬小学校



令和4年7月4日(月)
第一寺島小学校



令和4年7月 税務署異動状況

官職等		令和3年 事務年度 幹部職員				令和4年 事務年度 幹部職員			
部門	官職	氏名	異動先			氏名	前任地		
			部署	部門(課)	職名		部署	部門(課)	職名
総務	署長	橋本 和子	ご退官			田中 利浩	調三部	調21	統括官
	総務課長	小菅 龍一	留任			小菅 龍一	留任		
	総務係長	倉元 翔	査察	統括	査察官	加藤 貴弘	大月	総務	総務係長
個人	統括官	中桐 吉康	杉並	個人1	統括官	岸 洋輝	練馬西	個人2	統括官
資産	統括官	小島 宗	荒川	資産	統括官	鈴木 富紀子	荻窪	資産2	統括官
法人1	統括官	出原 奈都子	板橋	法人1	統括官	中津留 京子	総務部	営繕 監理官	営繕 技術官
法人2	統括官	岡野 勇治	大森	法人3	統括官	米山 治郎	横須賀	法人3	統括官
法人3	統括官	渡部 幸広	留任			渡部 幸広	留任		

公益社団法人 向島法人会 ・ 一般社団法人 向島青色申告会 合同開催

令和4年 初級簿記講習会

【日時】 令和4年 9月2日(金)～10月24日(月)
午後6時～8時(全20回)
※毎週月・水・金曜日(祝日を除く)

【対象者】 向島法人会会員
向島青色申告会会員
その他関係者及び
一般の方 20名
(申込多数の場合は
抽選とさせていただきます。)

【場所】 向島法人会館(墨田区東向島2-8-5)
電話:03-3612-5515

【会費】 【会員】 10,000円 【一般】 12,000円 (※テキスト代含む。)

3級合格目指して、
一緒に頑張りましょう!



【お申込方法】 ホームページの申込書にてお願いいたします。
<https://mukoujima-houjinkai.or.jp/syokiyuboki.html>

【FAX】 03-3616-3536

署長着任挨拶



向島税務署長 田中 利浩

残暑の候、公益社団法人向島法人会の皆様方には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、東京国税局調査第三部統括国税調査官から向島税務署長を拝命いたしました田中でございます。前任の橋本同様、よろしくお願い申し上げます。

向島法人会の皆様には、平素から税務行政に対する深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、創立50周年の節目を迎えられ、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限される中、税知識の普及と納税意識の高揚のため、様々な公益活動を活発に展開され、会員企業の発展を支援するなど、その活動は税務行政に携わる者として大変心強く感じております。阿部会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方の御尽力と熱意ある活動に対しまして深く敬意を表する次第であります。

さて、ご承知のとおり、消費税につきましては、令和5年10月に適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度の開始を控えており、事業者の方がインボイスを発行するための適格請求書発行事業者の登録申請の受付が始まっております。

税務署としても、今後も説明会等を通じて周知・広報等に取り組んでまいりますので、引き続き御支援と御協力をお願い申し上げます。

これから適格請求書発行事業者になることを予定されている法人会員の皆様は、e-Taxによる**早めの登録申請**を是非ともお願いいたします。

結びに当たりまして、公益社団法人向島法人会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の更なる御繁栄を祈念申し上げます。私の着任の挨拶とさせていただきます。

署長退任挨拶



前向島税務署長 橋本 和子

公益社団法人向島法人会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、向島税務署長を最後に、定年退職を迎えることとなりました。新型コロナウイルス感染症拡大の不安を抱えての着任ではありましたが、昨年7月以来、阿部会長をはじめ役員並びに会員の皆様から温かいご支援とご協力を賜り、向島税務署で充実した一年を過ごすことができました。

向島法人会におかれましては、「税のオビニオンリーダー」として税知識の普及や納税意識の高揚に向け、多岐にわたる事業活動を展開され、特に、「新設法人説明会」や「決算法人説明会」の開催、青年部会による小学校での「租税教室」の実施、女性部会による「税の絵はがきコンクール」の開催、源泉研究部会や税法研究部会での各種研修会など、税務行政の円滑な運営に大きく寄与していただいたことに改めて感謝申し上げます。

今後も向島法人会が掲げるスローガンである「無理なく、無駄なく」の下で、楽しい事業を展開していただくとともに次世代を担う児童への租税教育や企業の税務コンプライアンス向上に資する会活動に取り組んでいただきますことをお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人向島法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、お別れのご挨拶とさせていただきます。

一年間、ありがとうございました。

令和5年5月送付分（令和5年4月決算分）から 法人税等及び消費税等の「申告書等用紙」※

の送付を取りやめます

国税庁の取組

- 国税庁では、令和5年5月送付分（令和5年4月決算分）からは、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、「申告書等用紙」の送付に代えて、確定申告書提出期限や提出部数、中間申告分の法人税額などを記載した「申告のお知らせ」を送付します。

（法人税予定申告書及び消費税中間申告書については、従来のとおり送付します。）

（※）「申告書等用紙」とは、法人税等確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあっては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税等確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。

- 「申告書等用紙」につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせいただいた場合であっても、送付の対応は致しかねますので、確定申告書の提出に際しては、インターネットを利用して申告を行うことができるe-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。

- 書面の「申告書等用紙」が必要な場合は、国税庁ホームページに各種様式を掲載していますので、そちらを出力してご利用いただきますようお願いいたします。

《掲載先》 「国税庁ホームページ」→「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」→「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」→「確定申告等情報」→「法人税」又は「消費税・地方消費税」

- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

<e-Taxの利用について>

e-Taxは、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。

なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxをぜひご利用ください。詳しい情報は、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。



税 国税庁

ホームページはこちら



法人番号7000012050002

墨田区内の法人・個人事業者の方必須！ インボイス制度説明会

令和3年10月よりインボイス発行事業者の登録申請が開始されました。

説明会では、「インボイス制度とは何か」「何をいつまでにしないといけないのか」等々、制度の基本的な仕組みについてご案内いたします。

1 説明会の日程【初級⇒新規事業者、免税事業者向け/中級⇒課税事業者向け】

【本所法人会館での開催】墨田区業平 1-7-12 2階会議室 各回 定員 30名

開催日時		対象者	開催日時		対象者
年月日	時間		年月日	時間	
R4.8.22(月)	14:00~15:00	中級	R4.10.17(月)	14:00~15:00	初級
R4.8.24(水)	14:00~15:00	初級	R4.10.20(木)	14:00~15:00	中級
R4.9.5(月)	14:00~15:00	初級	R4.11.7(月)	14:00~15:00	初級
R4.9.8(木)	15:30~16:00	中級	R4.11.9(水)	15:30~16:00	中級
R4.10.6(木)	15:30~16:00	初級	R4.12.20(火)	14:00~15:00	中級

申請期限は
R5年3月末



【向島法人会館等での開催】墨田区東向島 2-8-5 3階会議室 各回 定員 20名

開催日時		対象者	開催日時		対象者
年月日	時間		年月日	時間	
R4.8.5(金)	14:00~15:00	初級	R4.10.25(火)	14:00~15:00	中級
R4.8.26(金)	14:00~15:00	中級	R4.11.25(金)	14:00~15:00	初級(注1)
R4.9.12(月)	14:00~15:00	初級(注1)	R4.12.5(月)	14:00~15:00	初級
R4.9.27(火)	14:00~15:00	中級			

注1 こちらの日程の開催場所は向島税務署1階会議室（墨田区東向島 2-7-14）です。

注2 感染症等の状況によって、変更または中止する場合がございます。

説明会に
関する情報



2 説明会の参加に当たって

参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、**事前予約制**とさせていただきますので、事前に以下の連絡先まで申込みをお願いいたします。定員に達した時点で予約の受付を終了させていただきます。

3 個別相談について

毎週水曜日は、**インボイス登録申請相談会**（事前予約制）を開催していますので、下記連絡先までお気軽にご相談ください。

（連絡先）

本所法人会館開催⇒本所税務署 法人課税第1部門 03-3623-5171 内線 313

向島法人会館開催⇒向島税務署 法人課税第1部門 03-3614-5231 内線 3211

墨東企談

株式会社山平屋・和牛処やまだいら、すきやきひぐち



和牛処やまだいら、すきやきひぐち
取締役

樋口 秀子さん

株式会社山平屋
代表取締役

樋口 敏郎さん

牛肉の美味しさを 広め続けて75年

近江牛を扱う精肉店 山平屋とレストランやまだいら。美味しく品質が安定している近江牛を扱うようになったストーリーやこだわりについて、お二人にお話を伺いました。

樋口敏郎(以下樋口敏)・株式会社山平屋代表取締役。墨田区議会議員。

樋口秀子(以下樋口秀)・和牛処やまだいら、すきやきひぐち取締役。

牛肉不毛の地だった墨田区で 近江牛で勝負

これまでの歩みを紹介をお願いします

樋口敏：肉屋の山平屋は今年で創業75年になります。田舎から出てきた父がこの辺りの原皮会社に勤めた繋がり、屠畜場から内臓を仕入れて売るようになったのが始まりです。戦後の貧しい時代だったので肉ならなんでもよかったです。

私が二代目になってから近江牛を中心に扱うようになり、今は息子が新商品開発や通販などにも挑戦しています。

山平屋の隣で営業するレストランのやまだいらは今年で開店9年目です。



高級な肉質と味わいが楽しめる近江牛レトルトカレー。肉屋の山平屋が開発した

なぜ近江牛を扱うようになったのでしょうか

樋口敏：戦後復興が進んで消費者が肉を選んで買うようになった頃、私は山平屋で働くようになったのですが、神戸牛の大井肉店での修行の経験から「これからは品質や味にこだわらないとやっていけないのでは」と思ったのが、ブランド牛を取り扱うようになった一つのきっかけです。

ブランドとして近江牛を選んだ理由としては、個体による味の差が少ないこと。例えばもっと高級なブランドで言うと松坂牛がありますが、当時は結構味のばらつきがありました。その点、近江牛は昨日購入した牛肉と今日購入した牛肉での味の違いは非常に微々たるもので、そこまで気になりません。

やはりブランド牛は普通の牛肉に比べて値が張るので、味や品質が安定していないとなかなか納得して購入してもらいにくいのではないかと。ましてや墨田区はこの辺りでは牛肉はその時代ほとんど食べられていませんでした。関東は豚肉文化圏なので、売っている店も少なかった。

そんな中、牛肉を美味しいと知ってもらい選択肢の一つに加えてもらうのには近江牛が一番いいと思ったんです。うちで近江牛を扱うようになってからは近所だけでなく遠くから買いに來てくれる人も増えました。当店の近江牛を食べてから牛肉が苦手ではなくなったという方もいます。

近江牛を選んで よかった

品質にはかなりこだわりのあるんです



近江牛の品質の高さを市場で表彰された際のトロフィー

樋口敏：近江牛のハンコが押しである牛肉以外は絶対に仕入れないと決めています。一時期産地偽装が話題になりましたが、当社は近江牛を扱い始めた当初から仕入れ元は徹底していますし、信頼できる生産者さんと直で取引するルートもあります。

近江牛の魅力は品質が非常に安定していることです。エピソードとして狂牛病が流行った時期にある近所の方が「山平屋は近江牛だから大丈夫だ」とずっと買いに来てくれたことがあって。あの時は近江牛を選んでよかったなと思いました。

近江牛カレーをきっかけにお客様が増えた

レストランのやまだいらはなぜ開店したのでしょうか

樋口秀：肉屋の山平屋の2階が宴会場(すきやきひぐち)になってるんですが、せっかくだから個人客や家族連れのような少人数のお客さんも来てほしいと思ったのがきっかけです。それでちょうど夫(敏郎さん)の新潟の実家が老朽化して取り壊しになるところを、せっかくの古民家があったので、新しいということでもリノベーションして山平屋の隣に移築しました。天井が9メートルあ



やまだいら店舗内の梁や店頭の看板は江戸後期ごろに建てられた古民家の木材を活用

るのでコロナ禍でも換気が良いですし、夏はすごく涼しい。逆に冬は寒いので床暖房を入れてあります。

レストランではどんなメニューを提供していますか

樋口秀：近江牛を使ったすき焼きやカレー、牛丼、ステーキや宴会メニューを提供しています。肉以外に100%新潟県産のコシヒカリや野菜も、私が目利きをして品質にこだわって仕入れています。

開店当初苦労したのが、すき焼きやしゃぶしゃぶ、ステーキなどは高くてなかなかお客さんが来てくれなかったこと。そこで、気軽にお店に来てもらうきっかけになればというので2週間限定で「500円の近江牛カレー」を出したんです。するとそれが大反響で、600円に値上げした今でもやまだいらの看板メニューの一つです。お子様が誕生日の外食に当店のカレーを希望して家族で来てくれたり、ステーキを食べた後の締めで頼んでくれるお客様もいらつやいます。最近だと近江牛丼も人気で、しらすを入れたてすき焼き風になっているのがポイントです。

お弁当やペット入店可に挑戦

コロナ禍が少しずつ終わる兆しが見えてきました

樋口秀：そうですね。宴会の予約も復活してきて、先日は久々に店内を駆け回ったので足が攣りそうになりました(笑)。

ここ2年は本当に大変でしたが、お弁当を始めたり新しいことにも挑戦しました。お弁当だと店内よりも手軽な面があるので、是非たまには当店の高級な価格帯のお弁当も食べてほしいなと思います。

最近お店をペット入店可にしたんです。私たち夫婦もワンちゃんを飼っているんですが、この辺りはワンちゃんを連れて入れるお店がないのが悩みで。飼い主さんワン

ちゃんが一緒に食事をできるお店にしようということ、ワンちゃん用のメニューも用意しました。お母さんはすき焼き、ワンちゃんはサーロイン肉を食べて帰られる方もいます。



常連さんのワンちゃんとパチリ

子供だからこそ 美味しい肉を食べてほしい

今後の目標はありますか

樋口敏：肉嫌いな人を減らしていきたいなと常々思っています。小さい時に美味しくないと牛肉を食べると、牛肉を食べる習慣自体がなくなってしまうんです。だから子供であっても、美味しいものをまず最初に食べてもらうような文化は広めていきたいなと。その最初として山平屋ややまだいらを選んでいただければ嬉しいですね。

〈キリトリ〉

向島法人会だより
特別クーポン!

ソフトドリンク
1杯プレゼント

有効期限
2022年9月30日まで

- このクーポンをご持参の方のみ有効です。
- お一人様1回限りとさせていただきます。
- ご厚意で発行していただいているクーポンです。ルールを守ってご利用ください。

和牛処やまだいら

〒131-0041 東京都墨田区八広3-7-1

03-5631-2539

http://yamahiraya.com/

〈キリトリ〉

従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益財団法人 **東法連特定退職金共済会**

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaiyo.or.jp/>



都税事務所だより

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください!

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税事務所の法人事業税班・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課(法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課(個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091

【問合せ先】

固定資産税・都市計画税/納税について: 墨田都税事務所 電話 03-3625-5061
〒130-8608 墨田区業平1-7-4
個人事業税/法人の事業税関係について: 台東都税事務所 電話 03-3841-1271
〒111-8606 台東区雷門1-6-1

一筆啓上

立花第3支部 平林 恒彦

一人で思うこと

我が家には10年近く一緒に暮らしている「トラ」実は雄の猫が居ります。

私とは「おい、おまえ」の仲の付き合いになっています。「トイレ、エサ、飲水」の管理も私がやらさしてもらっています。

家の中を私が移動する所はどこへでも(トイレも)すたすたとついでにきます。私のバイクの音を二階で聞きつけて玄関まで一直線、いつものことです。

朝は午前5時に「トラ」が散歩のため、寝ている私の手を何度も噛んで起こすことから始まります。でも今は心臓病を患っているので過激な運動は出来ません。家の中では相変わらずいつもの通り尻尾で笑顔を作りながら太った体をゆったりと、今日も私の後をついてきます。

これを書いている時も横にいて見えています。本当の所、トラ本人が毎日の表情の中で、どうしているか、何を思っているのか聞くことが出来たらなあと思っている毎日です。